

礼拝説教要旨

2012年3月25日

赤江弘之牧師

『救いの確信を持つために』

Iヨハネ5：10～13

はじめに

I 救いの4ポイント

1. 認めること
2. 信じること
3. 受け取ること
4. 迎え入れること

II 神の法廷の判決

1. イエス・キリストを迎えるための祈り
2. 決定的な永遠の判決
3. 神の子の身分保証

III 恵みの契約の確かさ

1. 神の一方的な好意
2. 神の契約は遺言です
3. 人間の契約違反によって解消しない

むすび

「私たちが神の子どもと呼ばれるために、——事実、いま私たちは神の子どもです——御父はどんなにすばらしい愛を与えてくださったことでしょう。世が私たちを知らないのは、御父を知らないからです。愛する者たち。私たちは、今すでに神の子どもです。後の状態はまだ明らかにされていません。しかし、キリストが現れたなら、私たちはキリストに似た者となることがわかつています。なぜならそのとき、私たちはキリストのありのままの姿を見るからです。」 Iヨハネ3：1、2